

「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令」の概要

令和5年8月

環境省地球環境局脱炭素ビジネス推進室

1. 改正の背景及び概要

- 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「法」という。）第26条第1項に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度（以下「SHK制度」という。）について、同制度の対象事業者が報告する「温室効果ガス算定排出量」（法第26条第3項で規定）の算定方法は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号。以下「令」という。）第7条で規定されている。同条で規定する「温室効果ガス算定排出量」の算定方法について、有識者検討会^{*}での議論を踏まえて必要な見直しを行う。
- また、令第4条、第5条及び第6条に規定する各温室効果ガスの「地球温暖化係数」（法第2条第5項で規定）について、最新の科学的知見等を踏まえて必要な更新を行う。

※ 「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における算定方法検討会」

SHK制度における温室効果ガス排出量の算定方法は、日本国温室効果ガスインベントリ（我が国が1年間に排出・吸収する温室効果ガスの量を取りまとめて国連気候変動枠組条約事務局に提出する目録。以下「国家インベントリ」という。）における排出量の算定方法を踏まえて、平成17年度の法及び令の改正等により規定された。その後、国家インベントリにおける算定方法は毎年見直しが行われてきた一方で、SHK制度における算定方法は、制度開始以来ほとんど見直しが行われておらず、同制度において算定対象として規定する事業活動（以下「算定対象活動」という。）や算定に用いる排出係数が、事業者の排出実態や最新の科学的知見に必ずしも即したものになっていない。そうした現状等を踏まえ、SHK制度における算定方法について必要な見直しを行うべく、「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における算定方法検討会」を環境省・経済産業省共同で令和4年1月に立ち上げ、同年12月までに同検討会を5回開催し、SHK制度における算定対象活動及び排出係数の国家インベントリを踏まえた見直し等について議論を行った。検討会は、令和4年12月23日に中間取りまとめを公表したところであり、取りまとめられた事項については速やかに政省令等に反映し、令和6年報告（＝令和5年度排出量を報告）分から新たな算定方法を適用する予定。

<https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/study>

2. 改正事項

- (1) 「温室効果ガス総排出量」において都市ガス及び熱の使用に伴う二酸化炭素排出量の算定に用いる係数の見直し【令第3条及び別表第1関係】

政府及び地方公共団体が算定・公表する排出量である「温室効果ガス総排出量」（法第2条第5項で規定）の算定方法のうち、都市ガス及び熱の使用に伴う二酸化炭素排出量の

算定について、都市ガス及び熱の供給事業者ごとの係数を用いることを原則とするため、電気の係数（＝現行でも、環境大臣及び経済産業大臣が供給事業者ごとの係数を告示）に倣って、都市ガス及び熱の係数も、環境大臣及び経済産業大臣が供給事業者ごとの係数を告示することとする。

(2) 地球温暖化係数の更新【令第4条、第5条及び第6条関係】

下記①～③に掲げる地球温暖化係数について、現行のものは、IPCC*が平成19年に公表した「Climate Change 2007 - The Physical Science Basis」において示された数字にしているが、環境省が行う次回の我が国全体の温室効果ガス排出量（＝国家インベントリ上の令和4年度排出量）の算定から、IPCC*が平成25年に公表した「Climate Change 2013 - The Physical Science Basis」において示された数字（以下「IPCC平成25年公表値」という。）を用いる予定であることを踏まえ、①～③に掲げる地球温暖化係数も、IPCC平成25年公表値に更新する。

① 令第4条において規定するメタン（第2号）、一酸化二窒素（第3号）、ハイドロフルオロカーボン（第4号から第22号まで）、パーフルオロカーボン（第23号から第31号まで）、六ふっ化硫黄（第32号）及び三ふっ化窒素（第33号）の地球温暖化係数

＝法第2条第5項で規定する「温室効果ガス総排出量」の算定に用いる地球温暖化係数

② 令第5条において規定するメタン（第11号）、一酸化二窒素（第12号）、六ふっ化硫黄（第15号）及び三ふっ化窒素（第16号）の地球温暖化係数

＝特定排出者の要件における地球温暖化係数

③ 令第6条において規定するメタン（第3号）、一酸化二窒素（第4号）、六ふっ化硫黄（第7号）及び三ふっ化窒素（第8号）の地球温暖化係数

＝法第26条第1項に基づく報告の対象となる事業所の要件における地球温暖化係数

※ Intergovernmental Panel on Climate Change（気候変動に関する政府間パネル）

(3) SHK制度において都市ガス及び熱の使用に伴う二酸化炭素排出量の算定に用いる係数の見直し【令第7条関係】

SHK制度において事業者が算定・報告する排出量である「温室効果ガス算定排出量」の算定方法のうち、都市ガス及び熱の使用に伴う二酸化炭素排出量の算定について、都市ガス及び熱の供給事業者ごとの係数を用いることを原則とするため、都市ガス及び熱の使用に伴う二酸化炭素排出量の算定方法に係る規定を、電気と同様に、環境省令・経済産業省令において、環境大臣及び経済産業大臣が公表する供給事業者ごとの係数を用いることとする。

(4) SHK制度における算定対象活動の見直し【令別表第7から第12まで関係】

令別表第7から第12までは、令第7条第1項第2号から第7号までに規定する温室効果ガス算定排出量の算定対象活動を規定するものである。令別表第7から第12までに規定する算定対象活動について、直近5年の我が国全体の温室効果ガス排出量(=国家インベントリ上の平成28年度排出量から令和2年度排出量まで)の算定対象活動に沿ったものに見直す。

(5) SHK 制度における三ふっ化窒素排出量の算定式の規定ぶりの見直し【令別表第13 関係】

令別表第13の下欄は、同表の中欄に規定する算定対象活動の区分に応じ、三ふっ化窒素の温室効果ガス算定排出量の算定式を規定するものであるところ、当該規定ぶりの適正化を行う。

3. 今後の予定

令和5年8月29日 閣議決定

令和5年9月1日 公布

令和6年4月1日 施行

以上